

## 本巢市体育施設及び開放施設利用団体の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本巢市体育施設及び本巢市立学校体育施設開放条例施行規則第3条に定める利用団体の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の資格)

第2条 本巢市体育施設条例(平成16年本巢市条例第80号)に定める本巢市体育施設(以下「体育施設」という。)又は本巢市立学校体育施設開放条例(平成16年本巢市条例第82号)に定める学校体育施設の開放を行う学校及び体育施設(以下「開放施設」という。)の利用団体として登録することができる団体は、次の要件を全て満たしている団体とする。

- (1) 10人以上で構成される団体であること。ただし、種目等によっては人員を減少することができる。
- (2) 高校生を除く18歳以上の者を有する団体であること。

2 前項に規定する団体の区分は次の表のとおりとする。

区分	要件
市内団体	構成員のうち市内在住者が5割以上
市外団体	構成員のうち市内在住者が5割未満

(登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体は、本巢市体育施設利用団体登録申請書(様式第1号)により教育委員会に申請しなければならない。

(利用資格の承認)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用資格を有すると認めるときは本巢市体育施設利用団体登録証(様式第2号)(以下「団体登録証」という。)を交付するものとする。

(団体登録証の有効期限)

第5条 団体登録証の有効期限は、交付の日から当該交付の日の属する年度の末日までとする。

(登録事項の変更の届出)

第6条 登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)は、登録した事項に変更が生じたときは、速やかに、本巢市体育施設利

用団体登録申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

(登録の抹消等)

第7条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により体育施設又は開放施設を使用したとき。
- (2) この要綱又は本巢市体育施設条例、本巢市立学校体育施設開放条例及び本巢市体育施設及び本巢市立学校体育施設開放条例施行規則の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が登録団体として不適当と認めたとき。

2 前項の規定により登録を抹消された団体は、直ちに団体登録証を教育委員会に返還しなければならない。

(利用の一時停止)

第8条 教育委員会は、登録団体が体育施設又は開放施設の使用料を滞納したときは、体育施設又は開放施設の利用を一時停止することができる。

(団体登録証の譲渡等の禁止)

第9条 登録団体は、団体登録証を他に譲渡し、貸与し、又は不正に使用してはならない。

(団体登録証の提示)

第10条 登録団体は、体育施設又は開放施設を使用するときは、団体登録証を携帯し、係員が団体登録証の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、体育施設及び開放施設利用団体の登録について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。